

適法引用（著作権法32条1項）の考慮要素（ツイート関係）

番号	裁判所名	判決日	事件名	結論	従来の二要件（「引用」）		「公正な慣行に合致」かつ「引用の目的上正当な範囲内」				備考	
					明瞭区分性	主従関係性	利用の目的	その方法や様態	利用される著作物の種類や性質	著作権者に及ぼす影響の有無・程度		その他
1	知財高裁	R4.12.26	スクリーンショットⅣ事件	肯定			(判決文上明らかなではないが、原告ツイートの批評であると思われる。)	(スクリーンショットの添付)元のツイートのスクリーンショットを添付してツイートする場合、引用リツイート機能を利用した場合に生ずる不都合を回避できる。				原告(判決日等不明)も、適法引用を肯定
2	東京地裁	R4.12.14	スクリーンショットⅢ事件	否定		本件ツイート2は、その本文よりも添付された本件画像2内に現れた本件原投稿の文章の分量が多く、ツイートの本文が主で本件原投稿の文章が従の関係とはいえない。	本件原投稿の内容を批評する点にある(仮定)。		本件原投稿は言語の著作物でありそこに文字で記載された原告の主張内容を批評するために本件原投稿のスクリーンショットを本件ツイート2に添付する必要はない。			主従関係性も含めて、利用の正当な範囲内」を否認
3	知財高裁	R4.11.2	スクリーンショットⅡ事件	肯定		主従関係の有無は分量や内容を総合的に考慮して判断すべきところ、本件投稿画像は、本件ツイートの本文の内容を補足説明する性質を有するものとして利用されている。	本件投稿画像(控訴人X1のツイートのスクリーンショット)を付した目的は、控訴人X1が「DM画像を捏造した」してこれをツイートした行為を批評することにある。	控訴人X1のツイートに手を加えることなくそのまま示すことは、客観性が担保されており、本件ツイートの読者をして、批評の妥当性を検討するために資するといえる。				原告(東京地裁令和4年3月30日判決)は、適法引用についてこの判決無
4	知財高裁	R4.10.19	イラスト画像添付事件(控訴審)	肯定			本件被控訴人イラスト1を添付した目的は、それが乙1の2イラストをトレースして作成されたものであるかを検証し、批評することにある。	本件投稿画像1-1-4をそのまま、乙1の2イラストとともに利用することは、イラストの類似性を検証するために必要であり、かつ、文章のみで表現するよりも客観性を担保できる態様である。				第三者が著作権を有するイラストをトレースしてイラストを作成した可能性を主張する場合に、2枚のイラストを、比較するためにそのまま示すこと等は広く行われていることである。
5	東京地裁	R3.12.23	イラスト画像添付事件(一審)	否定			本件投稿画像を添付した目的は、原告がトレースをして女性の横顔のイラストを作成したことを疑わせる根拠として、「画力の差」があることを明らかにすることにある。	上記の目的を達成するためには、原告が描いた横顔のイラストのうち構図が同一又は類似のもの同士を比較して「画力の差」の程度を比較すれば足りる。				トレースによって作成されたといわれる原告のイラストとは構図が大きく異なる本件投稿画像2-1-2を添付して引用することは、「引用の目的上正当な範囲内」で行われたとはいえない。
6	東京地裁	R3.12.10	スクリーンショットⅠ事件	否定		本件各投稿と、これに占める原告各投稿のスクリーンショットを比較すると、スクリーンショットが重層的にも、明らかに主たる部分を構成する。						ツイーターの規約上、他人のコンテンツを引用する手順として設けられている引用ツイートという方法を使用せずに、スクリーンショットの方法で原告各投稿を引用して利用することは、公正な慣行に合致しない。
7	東京地裁	R3.5.26	#KuToo事件	肯定	本件書籍の見開きの左頁上段に本件ツイートの全文が掲載され、その下に被告Yの引用ツイートが掲載されており、利用される側の本件ツイートとその他の部分とを明確に区別して認識できる。	本件ツイートに係る記載部分は見開き2頁のうちの左頁上段の5行(本文部分は3行)にすぎず、形式的にも内容的にも、被告Yのコメントが主であり、原告の本件ツイートが従と認められる。	本件引用の目的は、本件活動を非難、中傷等するツイートを批評する点にあり、その目的に不相当・不適切な点はない。	本件ツイートの内容を理解するためには、その全部を掲載することが必要かつ相当であり、本件批評における本件ツイートの引用は、「引用の目的上正当な範囲内」で行われるものである。				掲載された本件ツイートの本文は3行であり、読者がその趣旨を理解するためにはその全文を掲載することが必要であるから、本件ツイートの引用方法は、「公正な慣行に合致する」といえる。